

寄稿

第3次犯罪被害者等基本計画下において 民間被害者支援団体に求められる役割

警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当）● 阿波 亮子

全国被害者支援ネットワーク及びその加盟団体の関係者の皆様には、日頃から国による犯罪被害者等施策に御理解・御協力をいただいております。この場を借りて御礼申し上げます。

さて、我が国の犯罪被害者等施策は、犯罪被害者等基本法に基づき平成17年12月に閣議決定された犯罪被害者等基本計画及び平成23年3月に閣議決定された第2次犯罪被害者等基本計画の下、大きく進展しました。

しかしながら、これらにより犯罪被害者等の抱える問題が全て解決したわけではなく、犯罪被害者等や民間の被害者支援団体等からは、依然、広範囲・多岐にわたる要望意見が寄せられているところです。

このような状況の下、平成28年4月1日、第3次犯罪被害者等基本計画が閣議決定されました。また、同日、内閣府が担っていた犯罪被害者等基本計画の作成及び推進に関する事務は、国家公安委員会・警察庁に移管されました。

第3次基本計画の基本構成は、第2次基本計画と同様であるものの、基本方針や重点課題の中で、新たな方向性や視点が示されました。具体的には、①被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する適切な支援、②自己が直接の犯罪被害者ではないものの、兄弟姉妹が被害に遭った子供に対する適切な支援、③犯罪被害者等に対する生活全般にわたる支援が強調されております。

国による犯罪被害者等施策は、第3次基本計画の策定や事務移管により、新たな段階に入ったといえます。国による犯罪被害者等施策の取りまとめを担う警察庁といたしましては、引き続き、関係府省庁との緊密な連携の下、第3次基本計画が新たな時代にふさわしい、真に犯罪被害者

等のニーズに応えたものとなるよう、その適切な推進に努めてまいります。

とはいえ、第3次基本計画に示された新たな方向性や視点に則した適切な支援を実現するためには、関係府省庁や地方公共団体による取組だけでは不十分です。民間被害者支援団体は、個々の犯罪被害者等のニーズに応じて柔軟に対応するとともに、中長期にわたって犯罪被害者等に寄り添うことが期待されており、その役割はより一層重要性を増しているといえます。

このような民間被害者支援団体の果たす役割の重要性を踏まえて、警察庁といたしましては、第3次基本計画下においても、引き続き、民間被害者支援団体に対する適切な支援に努めるとともに、民間被害者支援団体との連携・協力の充実・強化を図っていくこととしております。

全国被害者支援ネットワークの活動においては、平成27年に、全都道府県で犯罪被害者等早期援助団体が指定されるとともに、第3期3年計画が決定され、新たな目標に向けて、着実に歩を進めているところと存じます。全国被害者支援ネットワーク及びその加盟団体におかれましても、第3次基本計画で示された新たな方向性等を踏まえて、犯罪被害者等から求められる役割を十分に果たしていただくことを期待しております。

